

長期契約法と後年度負担

— 防衛装備品の調達と防衛関係費をめぐる国会論議 —

丹下 綾

(外交防衛委員会調査室)

1. はじめに
2. 防衛関係費の構造と後年度負担
 - (1) 防衛関係費
 - (2) 国庫債務負担行為と継続費
 - (3) 後年度負担
3. 防衛装備品の調達方式とFMS調達
 - (1) 防衛装備品の調達方式
 - (2) FMS調達
4. 長期契約法
 - (1) 長期契約法制定の経緯
 - (2) 長期契約法の運用
 - (3) 長期契約法の有効期限延長のための法改正
5. 長期契約法をめぐる国会論議
 - (1) 長期契約の意義と後年度負担
 - (2) 長期契約法の対象となる装備品等の選定
 - (3) 長期契約による調達コストの縮減と調達の安定化
 - (4) FMS調達への長期契約の適用
 - (5) 長期契約法と国内防衛産業への影響
6. おわりに

1. はじめに

平成31年3月27日に参議院本会議において可決・成立した「特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法の一部を改正する法律」(平成31年法律第10号)は、限時法である「特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべ

き年限に関する特別措置法」(平成 27 年法律第 16 号)(以下「長期契約法」という。)の有効期限を 5 年間延長し、平成 36 (令和 6) 年 3 月 31 日までとするものである。

本稿では、この長期契約法と同法に係る第 198 回国会における論議を紹介する。その際、理解に資するよう、防衛関係費の構造、国庫債務負担行為、後年度負担、FMS 調達等についても必要な説明を添えることとする。なお、肩書は全て当時のものである。

2. 防衛関係費の構造と後年度負担

(1) 防衛関係費

防衛関係費¹は大きく「人件・糧食費」と「物件費(事業費)」に分けられ、「物件費」はさらに「歳出化経費」と「一般物件費(活動経費)」に分けることができる²。

「人件・糧食費」とは隊員の給与、退職金、営内での食事等に係る経費のことであり、「物件費」とは装備品の調達・修理・装備、油の購入、隊員の教育訓練、施設整備、光熱水料等の営舎費、技術研究開発、基地周辺対策等に係る経費のことを指す。

また、「歳出化経費」とは、装備品等の調達に際し予算化(発注)から取得(納入)までに複数年度を要する場合に、前年度までの契約に基づき、その年度に支払われる経費を指し、「一般物件費」とは物件費のうち、契約した年度に支払われる経費を指す。

防衛関係費に占める割合として、「人件・糧食費」と「歳出化経費」がそれぞれ概ね 4 割程度を、「一般物件費」が概ね 2 割程度を占める傾向となっている。この「人件・糧食費」と「歳出化経費」は裁量により削減し難い固定的(義務的)な経費となっている。一方、「一般物件費」についても前述の装備品の調達等の費目に係る予算となっており、義務的な経費がかなりの部分を占め、防衛関係費は全体的に硬直化している傾向が見られる。

(2) 国庫債務負担行為と継続費

防衛装備品は複雑な構造を有するため、予算化(発注)から取得(納入)までに複数年度を要するものが少なくない。このため防衛省はこうした装備品の調達に際し、予算の単年度主義³の例外として財政法に規定された国庫債務負担行為及び継続費の制度を活用している。

国庫債務負担行為(財政法第 15 条)とは、国会の議決を経て次年度以降(原則 5 か年度

¹ 我が国の防衛に関する予算を表す言葉として「防衛省予算」と「防衛関係費」の 2 つがある。「防衛省予算」とは一般会計予算を各省別に分類した際の防衛省の予算を言い、「防衛関係費」とは一般会計予算を「社会保障関係費」や「公共事業関係費」といった主要経費別に分類した場合の呼称であり、防衛省以外の他省の予算も含まれるため、「防衛省予算」よりやや広い概念である。

² これら「三分類」のほか、陸・海・空の各自衛隊、内部部局等の機関別の額を明示する「機関別内訳」や、「人件・糧食費」のほか、「装備品等購入費」、「研究開発費」、「施設整備費」、「営舎費・被服費等」、「訓練活動費」、「基地対策費」、「その他」に分類する、「使途別内訳」もある。

³ 日本国憲法第 86 条には「内閣は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を経なければならない」とあり、これは予算の単年度主義を定めているとされる。予算の単年度主義とは、国会における予算の議決は毎会計年度行ふべしという原則であり、国会の予算審議権確保の要請に由来するものであって、財政に対する民主的なコントロールを確保する観点から重要なものである。

以内⁴)にも効力が継続する債務負担行為である。政府はこれにより債務負担権限⁵を与えられるが、支出権限までは与えられないため、実際に支出するに当たっては各年度の歳出予算に改めて計上し、国会の議決を経る必要がある。これに対し継続費（財政法第14条の2）とは、完成に数会計年度（原則5か年度以内）を要する事業について、政府に対して債務負担権限に加え支出権限をも与えるものである。継続費は単年度主義に対する強い例外性を有しているため、特に限定的に運用されている制度であり、近年では防衛省の護衛艦及び潜水艦の建造にのみ用いられている⁶。

（3）後年度負担

防衛に関する予算は前述の国庫債務負担行為や継続費が含まれているため、やや特殊な構造となっている。そのため、契約ベース（契約額）と歳出ベース（歳出額）という2つの捉え方が重要となる。契約ベースとは、装備品の取得や施設整備等の事業について、当該年度に結ぶ契約額の合計（一般物件費と新規後年度負担額（後述）の合計）であり、防衛力整備に関する各年度の事業について、各事業単位で経費の総額等を把握する上で有益である。一方、歳出ベースとは、装備品の取得や施設整備等の事業について当該年度に支払われる額の合計（一般物件費と歳出化経費の合計）であり、会計年度独立を原則とする政府の歳出予算全体に防衛関係費が占める割合等を把握する上で有益である⁷。

この契約ベースの金額のうち、当該年度に支払われなかった残存分が「新規後年度負担」と呼ばれるものであり、既に存在していた後年度負担から当該年度の支払分（歳出化経費）を除いた残存分が「後年度負担（既定分）」と呼ばれるものである。近年、後述の長期契約法に基づく装備品のまとめ買い等もあり、後年度負担が増加しており、令和元年度においては同年度の防衛関係費（5兆2,574億円⁸）を上回る額となっている（図表1参照）。他方、各年度の防衛関係費に占める歳出化経費の割合は、約35～37%でほぼ一定している（図表2参照）。

⁴ 長期契約法はこの国庫債務負担行為の上限を10か年度まで延長するものである。

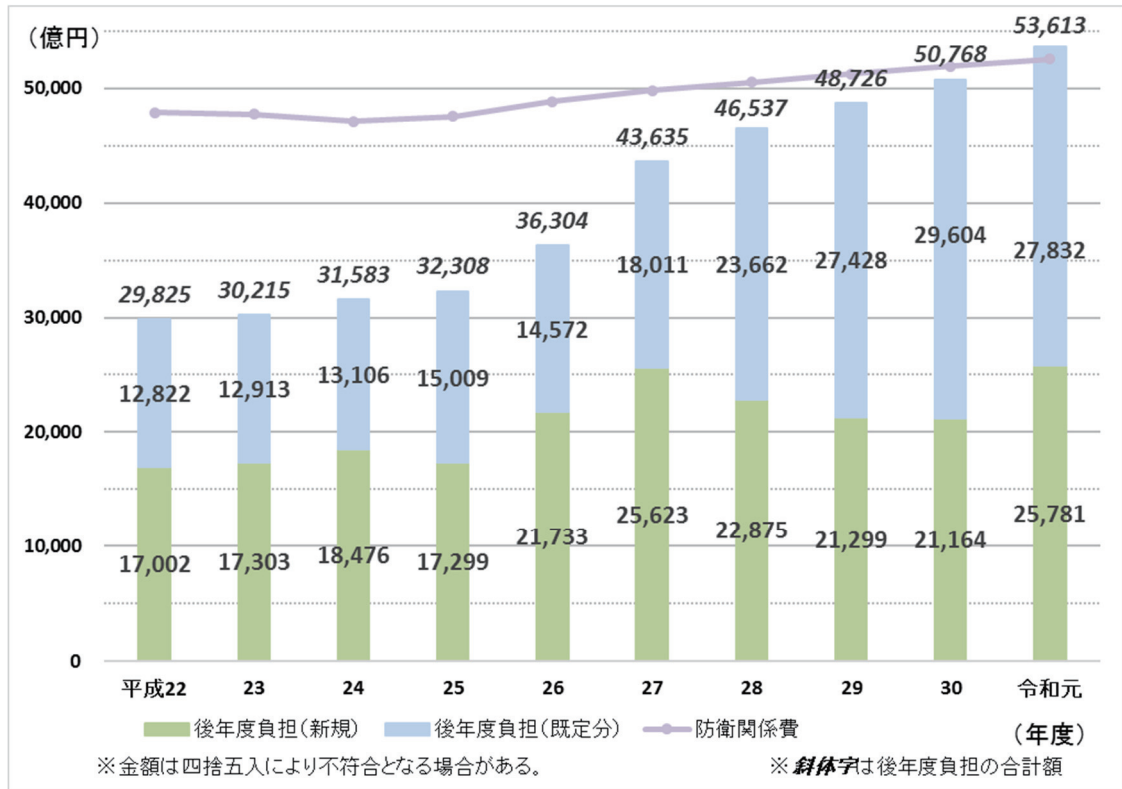
⁵ 国庫債務負担行為の場合、債務負担を行う年度については、国庫債務負担行為を計上した年度に限られている。

⁶ 財務省主計局司計課『繰越しガイドブック』（平成27年7月）4頁<<https://www.mof.go.jp/budget/topics/kurikoshi/27guidebook/index.htm>>（以下、最終アクセスは全て令和6.13。）

⁷ 予算化（発注）から納入まで5年を要する潜水艦を例にすれば、令和元年度に新規契約する潜水艦として1隻699億円が継続費として計上されているが、これは契約見込額（当該潜水艦の建造に係る総額）であり、初年度すなわち令和元年度に支払う額（歳出額）は約1億円である（このように初年度目の歳出額が極端に少ないのも特徴の一つである）。一方、令和元年度における潜水艦の建造に要する全体の歳出額は平成27年度から令和元年度までに各年度1隻ずつ新規契約した5隻分を合わせて約641億円となる。このように、歳出額は過去の契約に基づく側面が大きい、契約額はその年度の防衛装備品調達意向の表れであるといえる。

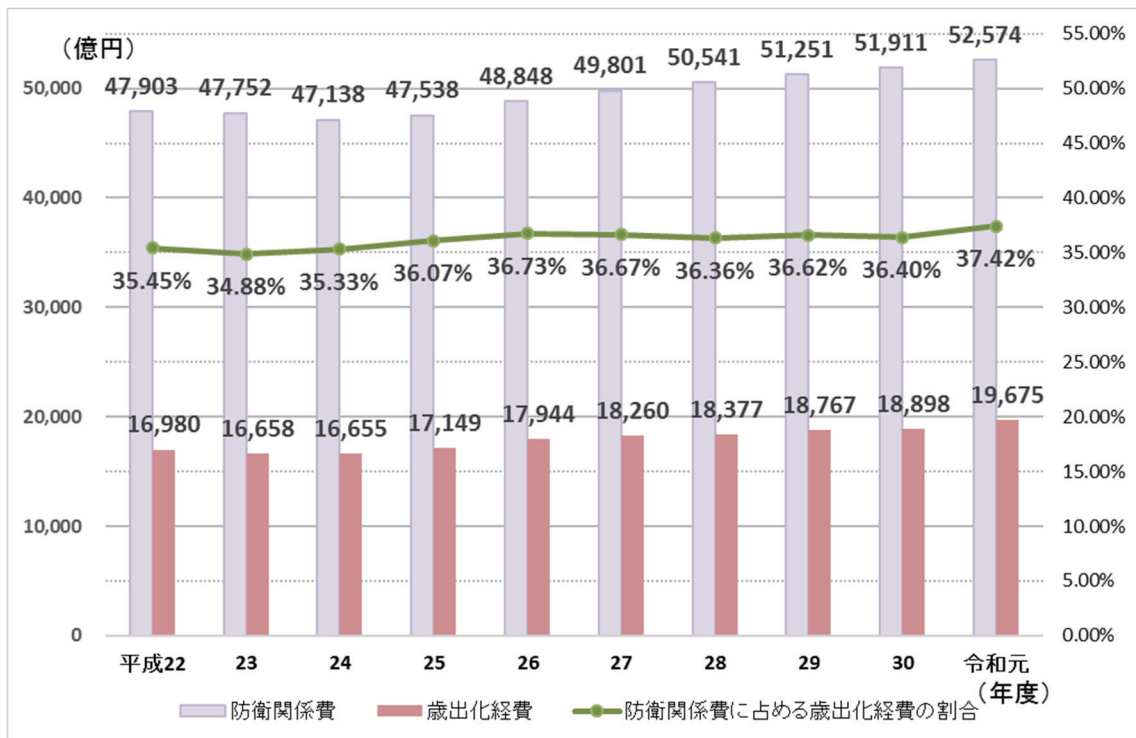
⁸ SACO（Special Action Committee on Okinawa）関係経費等を含む。

図表1 後年度負担と防衛関係費の推移（過去10年間）



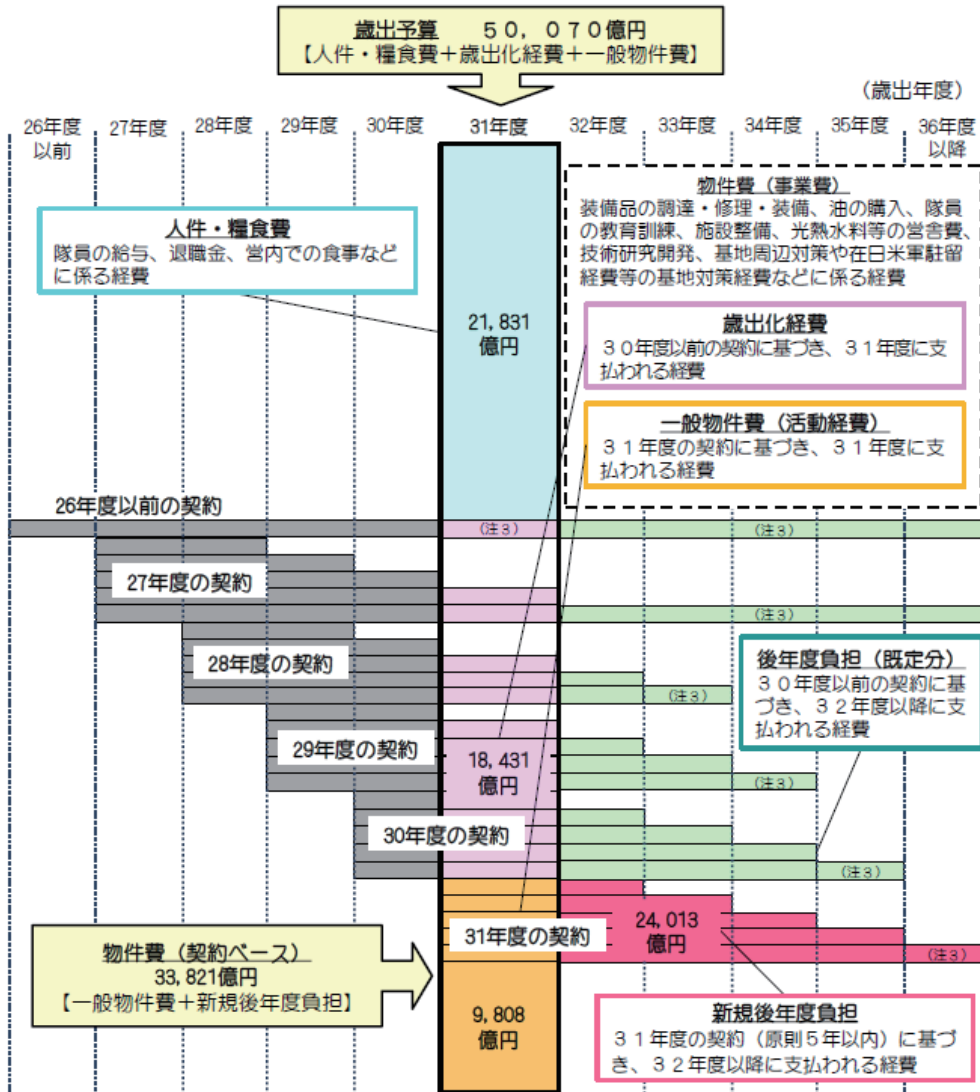
(出所) 財務省資料及び防衛省資料より筆者作成

図表2 防衛関係費に占める歳出化経費の割合（過去10年間）



(出所) 防衛省資料より筆者作成

図表3 防衛関係費の構造（イメージ）



注1：SACO関係経費、米軍再編関係経費のうち地元負担軽減分、新たな政府専用機導入に伴う経費及び防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策に係る経費を除く。
注2：本図については、概念図であり、グラフの長短と実際のデータが必ずしも一致するものではない。
注3：装備品等の調達における長期契約など、5か年を超えて支払われる経費もある。

（出所）防衛省『我が国の防衛と予算－平成31年度予算の概要－』（平成31年3月）

3. 防衛装備品の調達方式とFMS調達

（1）防衛装備品の調達方式

防衛装備品の調達方式は、大きく「輸入」と「国内調達」に分けることができ、輸入については「日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定」（昭和29年条約第6号）に基づき米国政府から装備品や役務を調達する「FMS⁹調達」と、防衛省が直接（FMS調達以外のもの）又は輸入業者を通じて外国から装備品や役務を調達する「一般輸入」に分けることができる。上記を除く調達が国内調達になるが、これはさらに「国内開発」、「国

⁹ Foreign Military Sales：「(対外) 有償軍事援助」や「有償援助」等と訳される。

際共同開発」及び外国で開発された装備品等を外国政府の承認を得て技術導入し、国内で生産する「ライセンス生産」の3つに分けられる。一般的には輸入は国内調達に比べて、国内生産・技術基盤の維持・育成や独自改善等の容易性において不利であるが、技術的なリスクがなく、また、価格も割安になる傾向があるとされている¹⁰。

(2) FMS調達

FMS 調達は米国の安全保障戦略の一環として、同盟国等の米国政府が認める武器輸出適格国に限って防衛装備品や役務の提供を有償で行うものであり、我が国においては、昭和 31 年以降、FMS 調達による装備品の取得等が行われている。FMS 調達を活用すれば、一般輸入では入手できない機密性の高い装備品や、米国のみ製造可能な最新鋭の装備品を調達することが可能であり、また、価格についても米国企業との豊富な契約実績を持つ米国政府が契約交渉を行うこと、米国等との共同購入によるスケールメリットによって、日本が独自に交渉するよりも価格の低減が期待できるとされる。他方、FMS 調達はその実施の条件が米国側によって定められ、購入国はこれを受諾する必要がある。そのため、価格については米国側の見積りによるものとし、その支払は前払であり、納入等の後に米国側が精算し過不足を調整することとなっている。また、納期についても米国側の示したものはあくまでも予定や目標であるとされている。

FMS 調達での価格は米国側の見積りによって計算されているため、米国の「言い値」での調達になるとの批判もある。この点について政府は、FMS で調達する航空機の米軍との価格差について、米国政府は米軍が使用する装備品等に適用するのと同じ契約条項、契約管理及び品質、監査検査手続をFMS 購入国が使用する装備品にも適用する旨を日米間で確認しており、米国の調達制度と同等の公正性が担保されていること、その上で我が国の独自仕様に基づく価格差や米国政府の管理等に係る費用、米国政府との価格算定方法の相違等の諸要因により米軍の調達価格と必ずしも同一の調達価格とはならないとした¹¹。

また、FMS 調達による装備品等の未納入の問題もあるが、未納入は平成 29 年度末現在で 86 件（約 351 億円）であり、これらの案件のうちのは大半は契約の履行は完了しているものの事務手続が遅れているものであり、直ちに防衛力の低下につながっているものではないが、米側と緊密に連携し、履行管理の強化に努めているとの説明がなされた¹²。同様に、FMS 調達による装備品等の未精算額については、平成 29 年度末現在で約 520 億円となっており、米側に対し優先的に処理すべき案件を共有し、早期かつ効率的な精算の促進を要請したことで、前年に比べて 103 億円減少したとされ¹³、平成 31 年度予算の編成過程において全体として概算要求時点から約 1,000 億円費用を縮減することができたと説明されて

¹⁰ 防衛省「装備品の取得方法別の長所・短所」〈<https://www.mod.go.jp/j/approach/agenda/meeting/bo-san/houkoku/si-07.html>〉

¹¹ 第 198 回国会衆議院本会議録第 10 号 11 頁（平 31.3.7）岩屋防衛大臣答弁。

¹² 第 198 回国会参議院本会議録第 9 号 10 頁（平 31.3.15）岩屋防衛大臣答弁。未納入とは米国政府に発注したもののうち、出荷予定時期を過ぎたにもかかわらず納入が完了していないものを指す。

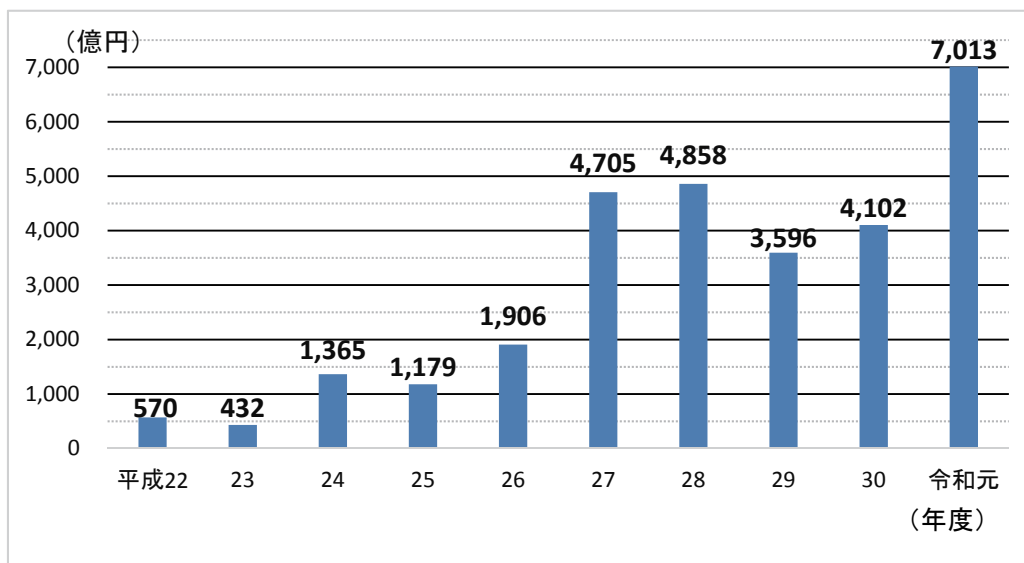
¹³ 第 198 回国会衆議院本会議録第 10 号 8 頁（平 31.3.7）岩屋防衛大臣答弁。未精算額とは装備品の出荷完了から 2 年を超えても精算が完了していない支払金額を指す。

いる¹⁴。

近年、我が国はFMS調達によってグローバルホークやオスプレイ、イージス・アショア、戦闘機（F-35A）、早期警戒機（E-2D）といった装備品の取得（予定含む）を行っており、FMS調達に係る予算は増加傾向にある（図表4参照）。FMS調達額の動向については、戦闘機（F-35A）の調達を開始した平成24年度以降、FMS調達額が増加傾向にあり、平成31年度予算での調達額は過去最大となっているが、いずれ主要装備の調達が一段落する段階に達するのではないかとの認識が示されている¹⁵。

また、FMS調達の増加と中小企業を含む我が国防衛産業への受注の減少等の影響については、FMS調達の増加は我が国を取り巻く安全保障環境が厳しくなっていることにより、高性能な装備品の早期導入が求められる結果であるとした上で、高コスト構造や安全保障環境に適応した高性能な装備品を十分に開発することができていないといった防衛産業の課題が挙げられた。そしてその解決のため、新大綱・中期防において防衛産業が有する重要技術に重点的に投資を行うとともに、契約制度の見直しや、中小企業を中心としたサプライチェーンのリスク管理の強化等の施策を通じ、防衛産業全体の競争力の強化に優先事項として取り組むとの考えが示されている¹⁶。

図表4 FMS調達に係る予算の推移（過去10年間）



（出所）防衛省資料より筆者作成

4. 長期契約法

（1）長期契約法制定の経緯

前述のとおり、防衛装備品は複雑な構造を有するため、予算化（発注）から取得（納入）まで複数年度を要するものが少なくない。また、国内において防衛装備品は防衛省・自衛

¹⁴ 第198回国会衆議院安全保障委員会議録第4号12頁（平31.3.12）岩屋防衛大臣答弁。

¹⁵ 第198回国会衆議院安全保障委員会議録第4号11頁（平31.3.12）岩屋防衛大臣答弁。

¹⁶ 第198回国会衆議院本会議録第10号8頁（平31.3.7）岩屋防衛大臣答弁。

隊以外に需要がなく、供給する企業も限られること等から、調達にはスケールメリットが働きにくく、価格が高くなる上、企業にとっても各年度の予算によって調達数量が変動し得るため、高い予見性をもって計画的に事業を進めることが難しいという特殊性がある。

平成 25 年 12 月に策定された「平成 26 年度以降に係る防衛計画の大綱」や「中期防衛力整備計画（平成 26 年度～平成 30 年度）」¹⁷（以下「前中期防」という。）において「装備品の効果的・効率的な取得を実現するため」、また「企業の予見性を高め、コスト低減」を図るため、「更なる長期契約の導入の可否」を検討することが明記されたことを受け、政府部内で検討が行われた。その結果、財政法第 15 条第 3 項ただし書が「但し、…法律で定めるものは、この限りでない」と規定し、個別の立法措置によることで国庫債務負担行為により支出すべき年限を 5 か年度以上とすることを認めていることを踏まえ、政府は、特定防衛調達¹⁸に係る同年限の上限を 10 か年度とすること等を内容とする「特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法案」（長期契約法案）を第 189 回国会に提出した。同法案は衆参両院における審議を経て可決・成立後、平成 27 年 4 月 30 日に公布・施行された。

（２）長期契約法の運用

長期契約法は、財政法において原則 5 か年度以内と定められている国庫債務負担行為により支出すべき年限を、特定防衛調達に限り 10 か年度以内とすることのほか（同法第 2 条）¹⁹、5 か年度を超える長期契約の概要及び経費の縮減額等の公表（第 3 条）²⁰等を定めるものであり、平成 30 年度末までの限時法として制定された。特定防衛調達の対象となる装備品については、防衛大臣が財務大臣と協議の上決定することとされているが（第 1 条）、平成 27 年 4 月 21 日の参議院外交防衛委員会において「防衛大臣は、特定防衛調達の対象となる装備品等及び当該装備品等の整備に係る役務を財務大臣と協議して定める際の指針を、可能な限り早期に定め、適切な整備・調達等の実施を図ること」を始めとする 6 項目からなる附帯決議が付されたことを受け²¹、防衛省は「特定防衛調達の対象となる装備品等及び役務について（指針）」を公表した²²。

平成 30 年度までに防衛省が特定防衛調達に係る長期契約を締結した事業は 7 件であり、

¹⁷ 現在（令和元年 6 月 13 日時点）は平成 30 年 12 月に策定された「平成 31 年度以降に係る防衛計画の大綱」及び「中期防衛力整備計画（平成 31 年度～平成 35 年度）」の期間中である。

¹⁸ 特定防衛調達とは、専ら自衛隊の用に供するために製造又は輸入される装備品、船舶及び航空機並びに当該装備品等の整備に係る役務の調達であって、防衛力の計画的な整備を行うために必要なものであり、かつ、長期契約（支出すべき年限が 5 か年度を超える国の債務負担の原因となる契約をいう。）により行うことが当該調達に要する経費の縮減及び当該調達の安定的な実施に特に資するものとして防衛大臣が財務大臣と協議して定めるものをいう（長期契約法第 1 条）。

¹⁹ 防衛省は、諸外国においても効率化政策の一環として装備品等について長期の契約が行われており、米国及び英国は 10 年以上の長期にわたる複数年度契約が行われていると説明した（第 198 回国会衆議院安全保障委員会議録第 5 号 5 頁（平 31. 3. 28））。また、国内の他の国庫債務負担行為の年限の特例が適用される事業として、財務省は、PFI 事業（最長 30 か年度）、市場化テスト事業（最長 10 か年度）、省エネルギー改修事業（最長 10 か年度）があると述べた（第 198 回国会参議院外交防衛委員会議録第 4 号 14 頁（平 31. 3. 19））。

²⁰ 防衛省ホームページに掲載されている〈https://www.mod.go.jp/j/procurement/tokutei_chotatsu/〉。

²¹ 第 189 回国会参議院外交防衛委員会議録第 9 号 14 頁（平 27. 4. 21）

²² 〈https://www.mod.go.jp/j/procurement/tokutei_chotatsu/pdf/shishin.pdf〉

その縮減効果は約 787 億円である（図表 5 参照）。

図表 5 平成 30 年度予算までに長期契約を締結した事業

年度	対象装備品等	契約年数	縮減効果	縮減率
平成27年度	固定翼哨戒機 P-1 20機	7年	約457億円 (約3,767億円→約3,309億円)	約12%
平成28年度	哨戒ヘリ SH-60K 17機	6年	約114億円 (約1,139億円→約1,025億円)	約10%
	練習ヘリ TH-135の維持・整備	6年	約26億円 (約81億円→約55億円)	約32%
	特別輸送ヘリ EC-225LPの維持・整備	6年	約26億円 (約59億円→約33億円)	約44%
平成29年度	輸送ヘリ CH-47JA 6機	6年	約73億円 (約510億円→約437億円)	約14%
	輸送機 C-130Rの維持・整備	6年	約25億円 (約139億円→約115億円)	約18%
平成30年度	戦闘機 F-2用エンジンの維持・整備	6年	約66億円 (約357億円→約291億円)	約19%

※金額は四捨五入により不都合となる場合がある。

(出所) 防衛省資料より筆者作成

(3) 長期契約法の有効期限延長のための法改正

平成 31 年 2 月 8 日、政府は現下の厳しい財政状況の下で防衛力の計画的な整備を引き続き実施していく必要があるとして、長期契約法の有効期限を 5 年間延長すること等を内容とする「特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法の一部を改正する法律案」を第 198 回国会に提出した。同法案は、衆参両院における審議を経て可決・成立後、平成 31 年 3 月 30 日に公布・施行された。

防衛省は令和元年度において、特定防衛調達に係る長期契約を締結する事業として、ペトリオット PAC 3 ミサイル用部品の一括取得（10 か年度）及び早期警戒機（E-2D）の 9 機まとめ買い（7 か年度）を予定している。

5. 長期契約法をめぐる国会論議

(1) 長期契約の意義と後年度負担

長期契約の意義について問われた岩屋防衛大臣は、厳しい財政状況の下、中期防で定められた防衛力整備を進めるに当たって調達コストを縮減することや、調達を安定的に実施していくことが必要であり、長期契約を行うことで国にとってはコストの縮減と安定的な調達を満たすことができ、企業にとっては高い予見性を持って中長期的に計画的な操業が可能となり、人員の安定的な確保が可能となるメリットがあると説明した²³。また、長期契約法の有効期限延長の必要性について問われた岩屋防衛大臣は、今後とも効果的かつ合理的な装備調達を行い、できるだけ予算の縮減を図るため延長が必要であると説明した²⁴。

²³ 第 198 回国会衆議院安全保障委員会議録第 3 号 17 頁（平 31.3.8）

²⁴ 第 198 回国会衆議院安全保障委員会議録第 3 号 2 頁（平 31.3.8）

一方、長期契約により後年度負担が増加し、財政硬直化を招くのではないかとの指摘もあった。岩屋防衛大臣は、艦艇や航空機の建造には長いもので4、5年の期間を要し、さらに所要の隻数や機数を整備するには長い年月を要するため、後年度負担が発生することはやむを得ないと述べた上で²⁵、長期契約を活用することで、全体経費が縮減され、中長期的には後年度負担を含む財政負担の軽減が図られる効果があるとの考えを示した²⁶。また、岩屋防衛大臣は、装備品等の調達は中期防の枠内²⁷で後年度負担も含めて計画的に予算編成をしていること、またこの5年間で新規契約する事業費の枠²⁸も設定している点を挙げ、財政の硬直化を招かないよう適切な防衛関係費の管理に取り組みたいと述べた²⁹。

また、長期契約により国会の予算審議権が侵害され、財政民主主義に反するとの指摘もなされた。これに対し麻生財務大臣は、これらの長期契約は他の国庫債務負担行為と同様に毎年度の予算に計上され、国会の議決を経ることとされているため、国会の予算審議は確保されており、財政民主主義に沿ったものであるとの認識を示した³⁰。

（２）長期契約法の対象となる装備品等の選定

長期契約により調達した装備品等が将来の技術革新により陳腐化するおそれがあるのではないかとの指摘もなされた。岩屋防衛大臣は、長期契約の対象となる装備品選定に当たり、中長期的な見通しに立った防衛大綱や中期防に基づき、確実かつ計画的に調達することが不可欠なものであることに加え、コスト縮減効果と調達の安定化の効果が十分見込まれるものを対象とすることとしており、国際情勢や技術動向を総合的に勘案して慎重に判断すると説明した上で³¹、対象となる装備品は、製造期間を通じて仕様が安定しているものとしており、技術革新の反映の必要性の有無等を慎重に見きわめ、装備品の陳腐化や、将来の財政支出を過度に確定させることのないよう、引き続き努めたいと答弁した³²。また、今後の長期契約の対象となる装備品等の増減の見通しについて岩屋防衛大臣は、防衛省の調達の全てを長期契約にするわけではなく、対象の選定に際しては慎重に判断をしている旨を述べた上で、見通しは不明であるとし、今後も指針に基づき決定するとの方針を示した³³。

特定防衛調達の対象として航空機の維持整備に係るPBL³⁴が選定されてきたことを踏まえ、航空機以外への分野におけるPBLへの長期契約の適用についても問われた。防衛装備庁は、PBLの適用は、従来その都度行っていた契約手続が不要になることや、需要

²⁵ 第198回国会衆議院本会議録第10号9頁（平31.3.7）

²⁶ 第198回国会衆議院本会議録第10号4頁（平31.3.7）

²⁷ 令和元年度から令和5年度までの5年間で、防衛力整備の水準に係る金額をおおむね27兆4,700億円（実際の防衛関係費は効率化・合理化によりおおむね25兆5,000億円）程度を目途とすることとしている。

²⁸ 令和元年度から令和5年度までの5年間でおおむね17兆1,700億円程度の枠内とすることとしている。

²⁹ 第198回国会衆議院本会議録第10号9頁（平31.3.7）

³⁰ 第198回国会衆議院本会議録第10号10頁（平31.3.7）

³¹ 第198回国会衆議院本会議録第10号4～5頁（平31.3.7）

³² 第198回国会衆議院本会議録第10号5頁（平31.3.7）

³³ 第198回国会衆議院安全保障委員会議録第3号20頁（平31.3.8）

³⁴ Performance Based Logistics：成果保証契約。稼働率や安定在庫の確保といった装備品のパフォーマンスの達成に対して対価を支払う契約。

予測、在庫管理を企業の裁量に委ね、国際的なサプライチェーンを活用することによる調達リードタイムの短縮や経費の縮減等の効果が見込まれ、装備品等の維持整備費の削減が期待されるものとした上で、これまでPBLは航空機の維持整備について実施してきたが、今後は装備品等の特性に鑑みながら航空機以外への拡大や、長期契約法の適用についても検討したいと述べた³⁵。

（３）長期契約による調達コストの縮減と調達の安定化

長期契約法による効率化については図表５で示したとおりであるが、防衛省は長期契約による効果等について、「調達コストの縮減効果」として合計７件の契約を実施し、合わせて約787億円の契約額の縮減を実施したことを挙げた。また、「調達の安定化の効果」として製造企業等において部品等の供給の途絶リスクを回避し計画的な防衛力整備に資することになったことや、長期契約の履行は現在までのところ必要な生産ラインが中長期的に維持されること等により、契約に従い予定どおり実施されているとしている。その結果、長期契約は我が国の防衛に必要な装備品等及びその整備に係る役務の効率的・安定的な調達に資するものであり、着実な防衛力整備に向けて引き続き必要な制度であると結論づけている³⁶。なお、前中期防における長期契約の実績について防衛省は、これまで長期契約の対象となった装備品は固定翼哨戒機（P-1）、哨戒ヘリ（SH-60K）、輸送ヘリ（CH-47JA）の３種類であり、平成32年度以降に支払う後年度負担の総額（5兆3,613億円）のうち、長期契約に係る後年度負担の額は4,108億円（7.7%）であると説明した³⁷。

令和元年度において予定されている早期警戒機（E-2D）及びペトリオットPAC-3ミサイル用部品の調達に長期契約を適用することの効果について問われた防衛省は、E-2Dの9機の一括調達については、米海軍との共同調達による約325億円の縮減効果のほか、製造ラインの安定化が図られることで9機の着実な取得が確保され、一括調達しない場合に発生し得る部品枯渇等による予期せぬ価格上昇リスクを回避できること、また、PAC-3ミサイル用部品の一括調達については米国やその他の国も調達をすることにより約31億円の縮減が見込まれるほか、部材製造の中止前に国内企業が必要な部材を確保できるようになり、部品枯渇のリスクを低減できる上、多くの国内企業が下請として関与しているため、一括調達により国内企業の予見可能性を高められると説明した³⁸。

なお、縮減額の算定方法については、長期契約による場合と、財政法上の国庫債務負担行為の限度である5年間の契約とした場合とを比較するべきであるとの指摘もなされたが、岩屋防衛大臣は、防衛装備品はそれぞれ製造に要する期間が異なるため、縮減額の算定に当たっては一律に5年の製造期間の場合と比較することは困難であり、縮減額の算定に当たっては過去の契約実績を考慮し、各種経費を構成する要素ごとに細かく計算した数値を積み上げる手法を採っていると答弁した³⁹。

³⁵ 第198回国会衆議院安全保障委員会議録第5号4～5頁（平31.3.28）

³⁶ 第198回国会衆議院安全保障委員会議録第7号3頁（平31.4.9）

³⁷ 第198回国会衆議院安全保障委員会議録第3号19頁（平31.3.8）

³⁸ 第198回国会参議院外交防衛委員会議録第4号3頁（平31.3.19）

³⁹ 第198回国会衆議院本会議録第10号4頁及び7頁（平31.3.7）

(4) FMS調達への長期契約の適用

令和元年度における早期警戒機（E-2D）9機の調達は、FMSによる調達に長期契約法を適用する初の事例となる。岩屋防衛大臣は、一般論として長期契約法をFMS調達に適用することは可能であり、それにより他の調達と同様、コストの縮減と調達の安定的な実施に資することが重要であるとの考えを示した⁴⁰。

また、平成27年当時、FMS調達に長期契約法を適用する場合、調達の安定的な実施を我が国として担保する措置を採ることができないのではないかとの指摘があったことを踏まえ⁴¹、この調達に長期契約を適用することとした理由が質された。岩屋防衛大臣は、長期契約法の成立後に定めた指針においてFMS調達の特殊性に留意しつつ、調達の安定的な実施に資することを精査することとしており、その上で今般の調達については米海軍との共同調達が前提であり、製造中止リスクが局限され、契約期間中の製造ラインも維持される見込みであると説明した⁴²。加えて、契約本数が減少することで米側の事務負担を軽減し、未精算額の削減にも貢献し得ること等の効果が得られるとし、FMS調達一般について指摘されている問題の改善にも資するとも述べている⁴³。

さらに、長期契約を活用したE-2Dの調達が日米間の貿易不均衡の是正に利用されているのではないかとの指摘もなされたが、岩屋防衛大臣は、我が国の主体的な判断であり、米国企業の利益や米国の雇用のためではないとした上で、トランプ大統領に依頼されたものではなく、貿易不均衡の是正を目的とするものでもないと反論した⁴⁴。なお、今後のFMS調達への長期契約法の適用の見通しについて問われた防衛省は、現時点での予定はないが、当該FMS調達が長期契約の目的にかなうのであれば、その対象となり得ると説明した⁴⁵。

(5) 長期契約法と国内防衛産業への影響

長期契約法が国内防衛産業へ与える効果について問われた岩屋防衛大臣は、長期契約法の主たる目的は厳しい財政状況の下で効率的、安定的な装備品の調達を実現することであり、国内の防衛産業の予見可能性を高め、防衛産業からの撤退抑制にも寄与する効果が期待できるとの認識を示している⁴⁶。企業の撤退抑止について具体的な効果を問われた防衛省は、輸送ヘリコプター（CH-47JA）の製造に関わる企業を例に挙げ、長期契約締結以前には6社が撤退したが、締結後には現時点で1社のみ撤退が確認されていると説明し、撤退した会社は大きく減っているとの認識を示した⁴⁷。長期契約の適用前後における製造下請企業の撤退状況は図表6のとおりである。

⁴⁰ 第198回国会衆議院本会議録第10号5～6頁（平31.3.7）

⁴¹ 第189回国会参議院外交防衛委員会会議録第9号6頁（平27.4.21）

⁴² 第198回国会参議院本会議録第9号8頁（平31.3.15）

⁴³ 第198回国会参議院外交防衛委員会会議録第4号3頁（平31.3.19）

⁴⁴ 第198回国会参議院本会議録第9号5頁及び8頁（平31.3.15）

⁴⁵ 第198回国会衆議院安全保障委員会会議録第3号12頁（平31.3.8）

⁴⁶ 第198回国会衆議院本会議録第10号5頁（平31.3.7）

⁴⁷ 第198回国会衆議院安全保障委員会会議録第3号21頁（平31.3.8）

図表6 長期契約の適用前後における製造下請企業の撤退状況
(平成20年4月～平成31年1月)

年度	契約件名	下請企業撤退数	
		長期契約前	長期契約後
27	哨戒機P-1(20機)	1	0
28	哨戒ヘリSH-60K(17機)	2	1
29	輸送ヘリCH-47JA(6機)	6	1

※他の4件の長期契約については、長期契約の適用前後で撤退した企業はない (出所)防衛省資料

一方、長期契約による受注から漏れた競合他社はその期間同様の契約を防衛省と結ぶことができなくなり、撤退を余儀なくされるのではないかと問われた岩屋防衛大臣は、長期契約の対象となる装備品等は、そこでしか造れない競争性の働かない装備品等を前提としていると明らかにした⁴⁸。

なお、岩屋防衛大臣は今般の早期警戒機(E-2D)のFMS調達により、国内の企業が直接的に裨益するわけではないとした上で、今後何らかの形で国内企業が裨益可能な長期契約について検討したいと述べているほか、防衛装備庁も国内産業に対する振興策を別途考えていると述べている⁴⁹。

6. おわりに

以上、長期契約法について後年度負担及びFMS調達にも触れながら、国会での論議を紹介してきた。後年度負担は図表1で示したように近年大きく伸びてきており、前述のとおり令和元年度の後年度負担の額は同年度の防衛関係費を超えている。

確かに、長期契約は中長期的に当該事業に係るコストの削減につながり得るが、同時に最長10年の長期に渡る後年度負担については従来にも増して適切な管理が必要とされるようになったのではないか。後年度負担残高の推移は図表1で見たとおりであるが、長期契約法が施行された平成27年度から後年度負担残高が急増していることは事実である。特に平成28年度以降、新規後年度負担の額よりも既定分の後年度負担の額の方が大きくなっている。昨今の厳しい財政事情等を踏まえれば、防衛関係費を急激に増やすことは困難であるため、既定分の後年度負担の額が増大しすぎると、防衛関係費全体が圧迫されてしまう。図表2で見たとおり、防衛関係費に占める歳出化経費の割合は4割弱で一定となっているものの、これは防衛関係費が近年連続で伸張しているからでもあり、この割合が将来上昇しない保証はない。中期防に記載された、後年度負担についての適切な管理を着実に実施しなければ、我が国の防衛にとって真に必要な装備品等の調達が困難になってしまうおそれがある。今後の長期契約及び後年度負担の動向に注視する必要がある。

(たんげ りょう)

⁴⁸ 第198回国会参議院外交防衛委員会会議録第4号6頁(平31.3.19)

⁴⁹ 第198回国会衆議院安全保障委員会会議録第3号3～4頁(平31.3.8)